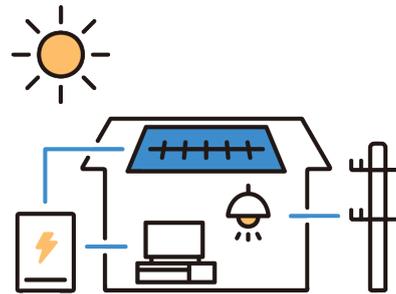


横浜市 自治会町内会館

脱炭素化推進事業補助金

募集案内

Ver.2.1 (令和6年5月)



申請期間 (予定)

令和6年3月1日(金) から **9月30日(月)** まで **(必着)**

様式のダウンロード



横浜市 会館脱炭素



URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/datsutanso.html>

お問合せ・申請窓口

(事務委託先)

▶横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

TEL:045-451-7740 (受付時間: 平日9:00~17:00)

Email:yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

※区役所地域振興課ではありません。
ご注意ください

更新履歴

■令和6年2月9日 (Ver.1.0)

募集案内 Ver.1.0 公開

■令和6年2月15日 (Ver.1.1)

P.5 申請手続き **手続き①** 2(2)LED 照明器具の「対象となる条件」 表現を修正

P.19 Q&A 集 No.1-9 回答を修正

■令和6年2月20日 (Ver.1.2)

P.8 <設備導入に興味があるけれど、まずは現地を見て相談に乗ってほしい…> 追加

P. 28 (現地訪問による導入設備相談) 追加

■令和6年3月1日 (Ver.1.3)

P.9 **手続き②** (2) ※を追記

P.11 **手続き③** 2(8) 参考書式について記載

P.27 参考書式「省エネ設備導入に関する承諾報告書」を掲載

P.28 以降 ページの変更

■令和6年3月 29日 (Ver.2.0)

補助対象となる会館の拡大について反映(制度の概要、申請手続き、Q&A 集、様式集(記載例))

P.5(2) 対象設備一覧 LED 照明器具のうち【電球形 LED ランプ】の「対象となる条件」 表現を修正

P.6 (3)-1 窓断熱などの対象となる条件の事業名を最新のものに更新

P.23~ Q&A の追加(1-20~25、3-11)及び修正(1-2、1-7、1-17)

■令和6年5月 29日 (Ver.2.1)

P.10 **手続き②** <見積書の例> 「エアコンのセット品番がある場合の見積書の例」を掲載

P.11 **手続き③** 補助申請に必要な書類のうち(7)※部分 及び次ページの【補足説明】を追記

P.14 **手続き⑤** 必要な書類(3)の※ 「LED 照明の導入に限り」を削除

目次

制度の概要 P. 1

- 1 制度の目的
- 2 補助率・補助金額
- 3 補助対象となる団体
- 4 補助対象となる会館の要件

申請手続き P. 2

補助金が交付されるまでの流れ（フロー図）※事業者への支払後に補助金を受け取る場合 . . . P. 2

補助金が交付されるまでの流れ（フロー図）※補助金を先に受け取る必要がある場合 . . . P. 3

手続き① 補助対象となる事業の確認 P. 4

- 1 団体内での意向確認 P. 4
- 2 設置機器の検討 P. 4

手続き② 見積書の徴収 P. 9

手続き③ 補助申請 P. 11

- 1 申請期間 P. 11
- 2 補助申請書類の作成 P. 11
- 3 補助金受領時期の選択 P. 12
- 4 補助申請書類の提出方法 P. 12
- 5 補助決定通知書の受領 P. 12

手続き④ 契約・発注・整備の実施 P. 13

- 1 契約・発注・整備の実施 P. 13

手続き⑤ 整備完了報告書の提出 P. 14

- 1 提出期限 P. 14
- 2 整備完了報告書類の作成 P. 14
- 3 整備完了報告書類の提出方法 P. 14
- 4 「補助金交付額決定通知書」の受領 P. 14

手続き⑥ 補助金の請求 P. 15

- 1 提出期限 P. 15
- 2 請求書の作成 P. 15
- 3 請求書の提出方法 P. 15
- 4 補助金の振込 P. 15

その他 P. 16

- 1 普及啓発への協力について
- 2 交付決定の取消し及び補助金の返還について

3 財産の処分の制限及び関係書類の保管について

4 市が収集する情報の取扱いについて

様式集（記載例） P. 17

Q & A集 P. 23

参考資料 P. 30

■ 電球形 LED ランプの選び方と注意点 P. 30

■ 窓改修の写真の撮り方 P. 30

■ 横浜市一般競争入札有資格者名簿の確認方法 P. 31

■ 参考書式「省エネ設備導入に関する承諾報告書」 P. 32

書類の提出先 P. 33

お問合せ先 P. 34

窓口までの道順（ポートサイドビルへの道順案内） P. 35

送付票 P. 37

制度の概要

1 制度の目的

本制度は、自治会町内会の活動の拠点となる自治会町内会館（以下、「会館」という）で省エネ効果の高い設備を導入する際の費用を補助することにより、エネルギー価格の高騰への支援と CO2 排出量の削減につなげるとともに、会員の皆さんがご家庭で脱炭素化の行動につなげていただくことを目指しています。

2 補助率・補助金額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具	2/3	60万円
エアコン	2/3	130万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2/3	200万円

※ いずれかの実施も可。（ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限り、補助上限額は、合算での上限額）

- ・1団体で複数メニューの申請が可能です。また、一定の条件のもと、複数回の申請も可能です（→詳細は P.19「Q&A 集」No.1-4、1-5 参照）。

3 補助対象となる団体（補助事業者）

横浜市内の自治会町内会、地区連合町内会（以下、「町内会等」という）

- ※ 町内会等の構成員の一部が所属する集会施設（会館として利用するマンションの集会室等）の管理団体について、当該町内会等と連名（合同）で補助申請をする場合には、補助対象団体（補助事業者）とみなします。

4 補助対象となる会館の要件

- (1) 町内会等が所有する施設（※）で、町内会等により整備、運営及び利用され、地域住民の福祉の向上、連帯の増進に寄与する施設であること。

※ 次の場合も補助対象となります。

- ① 賃貸などの場合で、会館の電気料金を町内会等が継続的に負担しており、今回の導入経費を町内会等が負担する場合（→詳細は P.23「Q&A 集」No.1-2、1-7 参照）
- ② 町内会等が所有していない集会施設（マンションの集会室など）でも、その施設を町内会等の活動の拠点（会館）として利用し、町内会等の会員の一部が所属する当該施設の管理団体（マンション管理組合など）と合同で補助申請をする場合（→詳細は P.25「Q&A 集」No.1-24、1-25 参照）

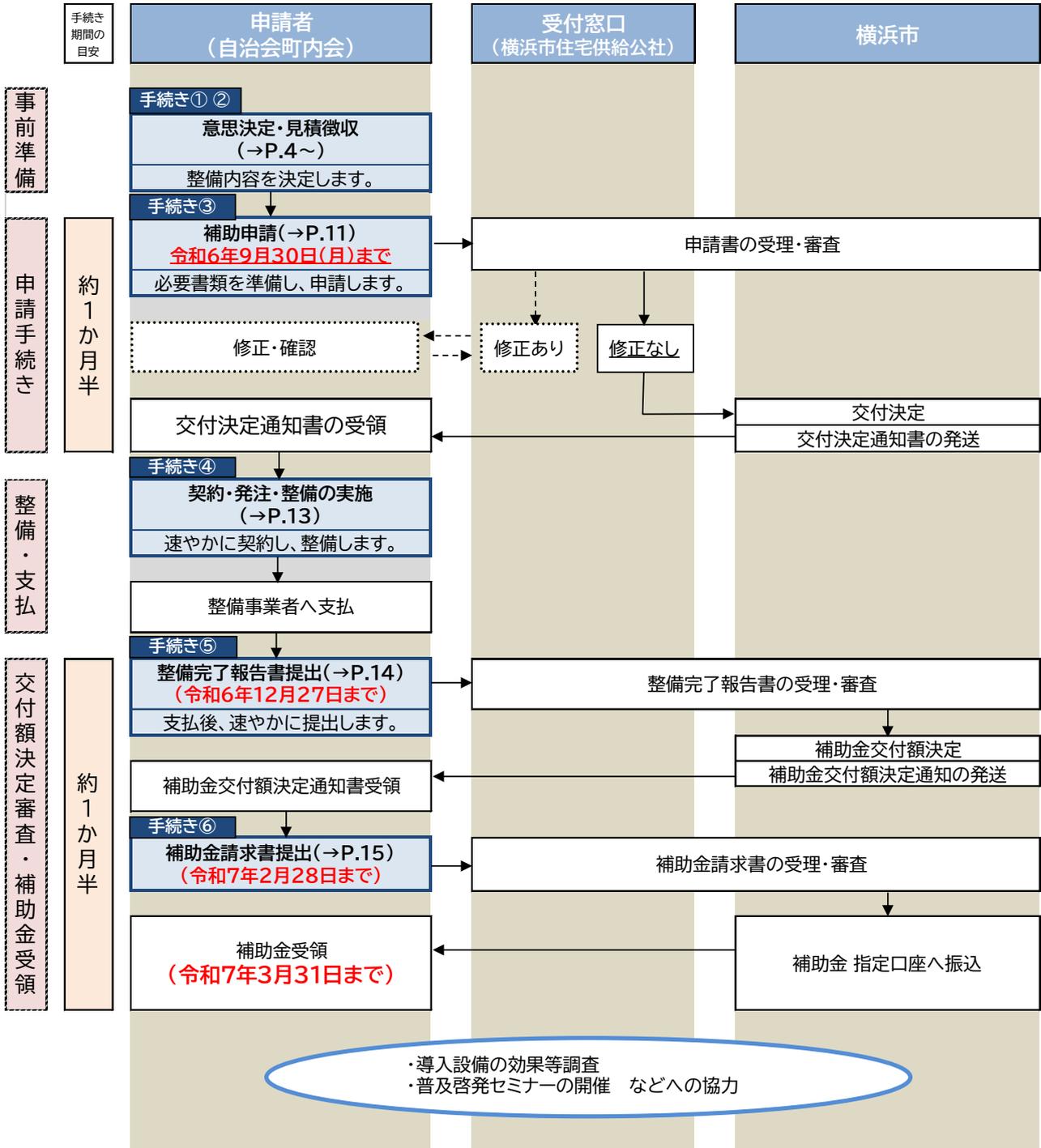
- (2) 会議及び集会に必要な施設を備えていること。
- (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に適合するものであること。
- (4) 会館への省エネ設備導入に対し、総会の議決等による町内会等の意思決定があること。

5 補助対象設備の主な要件

- (1) 対象となる設備の基準を満たしていること（→詳細は P.4 **手続き①**2参照）
- (2) 横浜市内の事業者から契約・購入等した設備であること（→詳細は P.9 **手続き②**参照）
- (3) 交付決定通知日以降に契約、発注していること（→詳細は P.11～13 **手続き③④**参照）

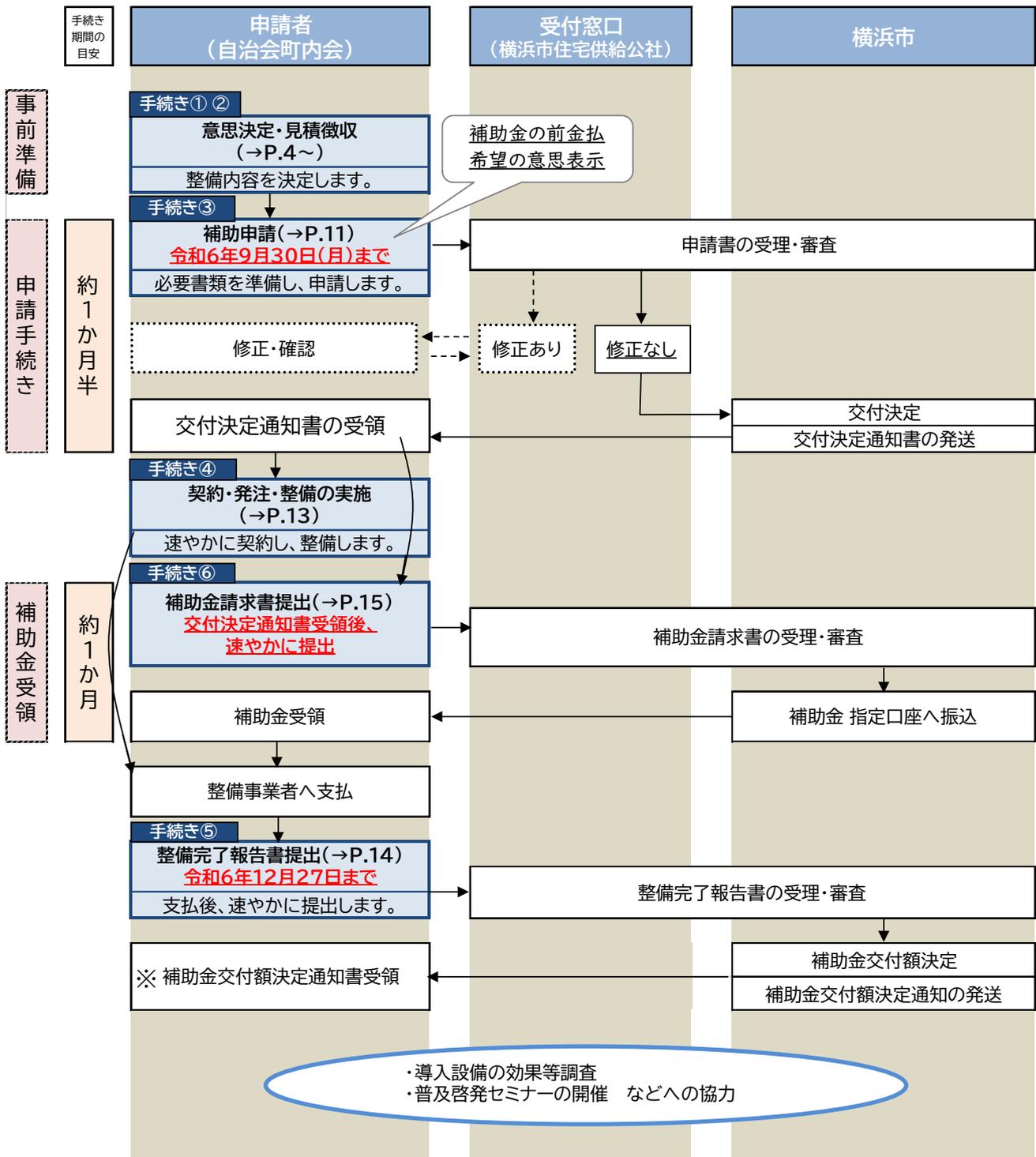
申請手続き

補助金が交付されるまでの流れ(フロー図) ※整備・事業者への支払後に補助金を受け取る場合



補助金が交付されるまでの流れ(フロー図)

※補助金を先に受け取る必要がある場合



※補助金受領後、整備内容の変更により受領額に余剰が生じた場合は、このあと令和7年3月31日までに余剰分の返還手続きがありますので、ご注意ください。

申請手続き

手続き① 補助対象となる事業の確認

1 団体内での意向確認

会館は、自治会町内会の活動拠点となる重要な施設です。会館の設備にかかる意思決定を行う際には、会員や会館の近隣住民の意見を聞き、情報を公開し、計画を立てることが大切です。そのため、省エネ設備等の導入及び本補助制度の活用においては、事前に総会などに諮り、意思決定を行ってください。(→参考:P.24 Q&A 集 No.1-17)

2 設置機器の検討

(1) 補助対象となる事業

次のすべてを満たしている必要があります。

要件	備考
ア 補助対象となる会館に導入し、当該施設において常時使用する設備であること。(※予備的または将来に備えるものは対象外)	詳細は P.1 「4 補助対象となる会館の要件」参照
イ 補助事業者が設備導入に対し自ら費用を負担し、 令和6年12月27日(金)までに整備完了報告書の提出を終えること。	詳細は P.14 「 手続き⑤ 整備完了報告書の提出」参照
ウ 交付決定通知日以降に契約・発注していること。	詳細は、P.12 「 手続き③ 5 「交付決定通知書」の受領」参照
エ 販売、貸付などによる利益を目的としていないこと。 (※導入設備のうち、太陽光発電設備による発電で得られる電力に限り、原則として会館で使用したうえで余剰分を活用することは妨げない)	
オ 同一の設備に対して国、他自治体、本市の補助金などの交付を受けていない(受けようとしていない)こと。	
カ 「2(2) 対象設備一覧」に記載の条件を満たすこと。	
キ ・1契約 <u>税込100万円未満の場合</u> 、市内事業者もしくは準市内事業者から見積書を徴収していること。(※) ・1契約 <u>税込100万円以上の場合</u> 、市内事業者2者以上から見積書を徴収していること。	P.9 「 手続き② 見積書の徴収」を必ずご確認ください。

(※)市内事業者:①横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、②登記簿における本店又は主たる事務所(支店や営業所は含まない)の所在地が市内である者、③主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体 のいずれかに当てはまる団体。

準市内事業者:横浜市内に支社、支店、営業所等の従たる営業所を有し、入札、契約の締結及び代金の請求、受領等の権限を付与されている者

(2) 対象設備一覧

対象設備	補助率	補助上限	対象となる条件
<p>(1) LED 照明器具</p>	<p>2/3</p>	<p>60 万円</p>	<p>【LED 照明器具】 <u>次の全ての要件を満たすこと。</u> ・既存の会館または新築する会館への LED 照明器具の導入 ・天井や壁などに固定する製品 （つり下げ形、直付け形、埋め込み形、壁付け形など） ・統一省エネラベル 省エネ性能★4つ以上(※1) または、資源エネルギー庁の「省エネ型製品情報サイト」(※1)に 未掲載の製品については、トップランナー基準を達成するもの</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; display: inline-block;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">省エネ性能</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">★★★★☆4.0</p> </div> <p style="font-size: small; margin-left: 10px;">←統一 省エネラベル</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">⚠これは補助対象外です⚠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタンドライト、充電式のライトなど、持ち運びが可能なもの ・誘導灯、非常灯 </div> <p>【電球形 LED ランプ】 <u>次の全ての要件を満たすこと。</u> ・既存の照明器具において、適合する電球形 LED ランプへの 交換 ・トップランナー基準を達成するもの。</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">⚠これは補助対象外です⚠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直管 LED ランプ ・環形 LED ランプ </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 5px;">電球形は、ランプのみの 交換も補助対象です</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 5px;">直管型や環形のランプのみ の交換は補助対象外です (器具ごと交換する場合は 補助対象となります)</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">※既存の器具において電球形 LED ランプへ交換する場合の 注意点→P.30「電球形 LED ランプの選び方と注意点」参照</p>

(2) エアコン	2/3	130 万円	<p>次の全ての要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の会館又は新築する会館にエアコンを導入する工事 ・【家庭用】統一省エネラベル 省エネ性能★2.4 つ以上(※1)  <p>【業務用】トップランナー基準を達成するもの(※2)</p>
(3)-1 断熱窓など	2/3	200 万円 (※3)	<ul style="list-style-type: none"> ・居室1室以上の全ての外壁の開口部に断熱性能の高い製品を導入するもの ・居室1室以上の全ての外壁の開口部の断熱改修 <p>【窓】 以下のいずれかの事業に登録されている建材であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という)の「次世代省エネ建材の実証支援事業」(※4) ・公益財団法人北海道環境財団の「既存住宅における断熱リフォーム支援事業」(対象製品のうち、グレードが W1/W2/W3/W4/W5 のもの、グレードが W6 のうち熱貫流率が 2.3W/(㎡・K)以下のもの)(※5) ・国土交通省の「子育てエコホーム支援事業」(対象製品のうち、性能区分が P/S/A/B のもの)(※6) ・経済産業省及び環境省の「先進的窓リノベ事業」(※7) <p>上記のほか、熱貫流率が 2.3W/(㎡・K)以下の建材であること。</p> <p>【玄関ドア】 以下のいずれかの事業に登録されている建材であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SII の「次世代省エネ建材の実証支援事業」(※4) ・国土交通省の「子育てエコホーム支援事業」(対象製品のうち、性能区分が P/S/A/B のもの)(※6) <p>上記のほか、熱貫流率が 2.3 W/(㎡・K)以下の建材であること。</p> <p>【ガラス】 以下のいずれかの事業に登録されている建材であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省の「子育てエコホーム支援事業」(※6) (対象製品のうち、熱貫流率が 1.0 W/(㎡・K)以下の建材(GC/GB/GA2/GA/GCS/GBS/GA2S/GAS/R2/R1/WA のもの)であるもの) ・経済産業省及び環境省の「先進的窓リノベ事業」(※7) <p>上記のほか、同等以上の性能があるとして区長が認めるもの</p>

(3)-2 太陽光 発電設備	2/3	200 万円 (※3)	<p>次の全ての要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、当該太陽光発電設備により供給される電気を、当該太陽光発電設備を設置する会館の用に供する部分で使用すること。(※8) ・敷地内に新規に設置された定置用であること。 ・一般財団法人電気安全環境研究所(JET)等からの太陽電池モジュール認証を受けたもの(※9) ・適正な管理・運用を図ること
(3)-3 蓄電池	2/3	200 万円 (※3)	<p>次の全ての要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、太陽光発電設備及び当該蓄電池により供給される電気が、太陽光発電設備及び当該蓄電池を設置する会館の用に供する部分で使用すること。 ・敷地内に新規に設置された定置用であること。 ・新規又は既存の太陽光発電設備と併せて設置すること。(※10) ・一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて、令和4年度以降の「戸建住宅 ZEH 化等支援事業」の対象設備として、令和4年度以降登録・公表されている蓄電設備であること。(※11) ・適正な管理・運用を図ること

(※1)★の数は、資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」で検索できます。

(URL: <https://seihinjyoho.go.jp/index.html>)



←(※1)
省エネ型製品情報サイト

(※2)製品カタログを確認するか、販売店にご確認ください。

(※3)補助上限額 200 万円は、(3)-1、(3)-2、(3)-3 合算での上限額。いずれかの実施も可。

(※4)「次世代省エネ建材の実証支援事業」対象製品一覧

(URL: https://sii.or.jp/meti_material05/search)

(※5)「既存住宅における断熱リフォーム支援事業」対象製品一覧

(URL: <https://ekes.jp/>)



↑(※4)
対象製品ページ



↑(※5)
対象製品ページ

(※6)「子育てエコホーム支援事業」対象製品一覧

(URL: <https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp/material/>)

(※7)「先進的窓リノベ事業」対象性能

(URL: <https://window-renovation2024.env.go.jp/construction/glass.html>)

(※8)太陽光発電により得られた電気を売電する場合、収益事業とみなされ、法人税が課税される可能性があります。売電を検討される場合は、所管の税務署にお問合せください。

(※9)製品カタログを確認するか、販売店にご確認ください。

(※10)すでに会館に太陽光発電設備を設置している場合は、新たに導入する蓄電池とあわせ、太陽光発電システムを構築してください。太陽光発電設備を設置していない場合は、(3)-2の太陽光発電設備と同時に設置し、太陽光発電システムを構築してください。

(※11)一般社団法人環境共創イニシアチブ「蓄電システム製品一覧」で確認できます。

(URL: <https://sii.or.jp/DRchikudenchi04r/batterysystemlist.html>)



↑(※6)
対象製品ページ



↑(※7)
対象製品ページ



↑(※11)
製品一覧ページ

<設備導入に興味があるけれど、まずは現地を見て相談に乗ってほしい…>

建築士が会館等に訪問し、導入設備・工事に関するアドバイスを行います(1時間程度)。

相談・訪問にかかる料金は無料です。

▶ お問合せ先：一般社団法人横浜市建築士事務所協会 045-662-2711

(受付時間：平日 9:00~12:00/13:00~16:30)

※現地訪問は土・休日も可能です

※ 訪問する事業者は、横浜市がアドバイザー契約をしている事業者です。電話で日程調整後、現地訪問します。事前の調整なしに横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。

※ 実際に整備を行う際には、「P.9 手続き② 見積書の徴収」の方法に沿って、別途施工事業者に見積依頼する必要があります。



(3) 対象経費・対象外経費

<対象経費>

①導入設備本体の購入費 ②設置工事費 ③導入設備本体と一体として使用される附属設備の購入費・設置工事費 ④既存設備の処分費 ⑤運搬費 ⑥諸経費・雑費 ⑦消費税

<対象外経費> ⚠️ご注意ください⚠️

- ①各種保証・保険料(延長保証など) ②振込手数料等
- ③既存設備等の劣化等に伴う修繕・補修費
- ④サービス・ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- ⑤購入の際にポイントを利用した場合の利用額及び値引き費用
- ⑥中古品またはリース取引に基づき取得するもの ⑦予備的または将来に備えるもの
- ⑧国・他自治体・横浜市のほかの補助金等の交付決定または支払いをすでに受けたもの
- ⑨内訳が不明瞭な経費
- ⑩同一建物内で会館以外の用途に用いられる部分に係る経費 など

※ 補助対象経費以外の経費と混同して積算されており、区別が難しいものは、補助対象経費から除外します。

※ 交付決定前に町内会等が支払う必要がある経費は、補助の対象外です。

手続き② 見積書の徴収

整備したい内容が決まったら、事業者から見積書を徴収します。1契約あたりの金額によって、以下のとおり見積徴収をお願いします。

(1) 契約金額が1件 100万円未満(税込)の場合

市内事業者もしくは準市内事業者から見積書を徴収し、契約事業者を決定します。

(2) 契約金額が1件 100万円以上(税込)の場合

市内事業者による入札または2者以上の市内事業者から同一条件の見積書を徴収してください。そのうち、最も安価な事業者と契約します。

※ 書類審査の際、要件を満たした事業者であるかの確認作業を行います。

確認が取れない場合、追加資料の提出を求める場合がありますのでご了承ください。

<市内事業者、準市内業者とは？>

・市内事業者:①～③のいずれかに当てはまる団体。

①横浜市一般競争入札有資格者名簿(※)における所在地区分が市内である者

②登記簿における本店又は主たる事務所(支店や営業所は含まない)の所在地が市内である者

③主たる営業の拠点が市内である、個人事業者及び登記簿に登記されていない団体

・準市内事業者:横浜市内に支社、支店、営業所等の従たる営業所を有し、入札、契約の締結及び代金の請求、受領等の権限を付与されている者

(見積書上で事業者の住所が横浜市内であることが必要)

(※)横浜市一般競争入札有資格者名簿での事業者の探し方

→P.31 「横浜市一般競争入札有資格者名簿の確認方法」をご覧ください。

見積書を徴収する際には、以下の点を確認してください。

 契約金額が1件 100万円未満(税込)の場合	 契約金額が1件 100万円以上(税込)の場合
<input type="checkbox"/> 宛名は申請する自治会町内会名となっているか <input type="checkbox"/> 対象経費と対象外経費が明確に分けられているか <input type="checkbox"/> 見積書上の事業者の住所または電話番号(支店や営業所も可)が横浜市内であることが確認できるか	<input type="checkbox"/> 宛名は申請する自治会町内会名となっているか <input type="checkbox"/> 対象経費と対象外経費が明確に分けられているか <input type="checkbox"/> 上記の市内事業者①～③のいずれかに当てはまる団体2者以上から、同じ条件で見積徴収しているか(※)

(※)見積書を徴収した事業者のうち、最も安価な事業者と契約します。

ただし、補助申請後、区から交付決定通知を受領するまでは、発注を行わないでください。

<見積書の例>

宛名は、申請する自治会町内会名と一致させてください
 ※ 複数団体で費用按分する場合は、すべての団体名を記入してください
 ※ 集会施設の管理団体との連名の場合は、費用負担するほうの団体名と一致させてください。

横浜市内の住所である必要があります
 ※ 100万円未満の場合：支店・営業所などの住所でも構いません。
 100万円以上の場合：本店・本社などの住所が市内である必要があります

見積書

令和6年3月1日

〇〇〇〇自治会 様

〒123-4567
 横浜市〇区〇〇町〇番〇号
 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
 TEL 045-000-0000

件名： 〇〇自治会館 LED工事一式

導入設備は、メーカー・型番がわかるように記載してください

合計金額 **737,000** 円 (税込み)

品名	数量	単位	単価	金額	摘要
LEDベースライトA	20	台	15,000	300,000	メーカー：△△ 型番：AA-0000
LEDベースライトB	15	台	10,000	150,000	メーカー：△△ 型番：BB-0000
取付工事費	1	式		150,000	
撤去処分費	1	式		60,000	
その他諸経費	1	式		10,000	
合計				670,000	
消費税				67,000	
税込み計				737,000	

導入設備は、数量がわかるように記載してください。(1式などとしな)

※ 省エネエアコン導入の場合で、室内機・室外機の品番以外に、「セット品番」がある場合は、そちらも記載してください(主に業務用エアコンが該当します)。

<エアコンのセット品番がある場合の見積書の例>

品名	数量	単位	単価	金額	摘要
エアコンセット	1	式	325,000	325,000	メーカー：□□ セット品番：XX-0000
室内機	1	台			メーカー：□□ 型番：YY-0000
室外機	1	台			メーカー：□□ 型番：YY-0000
⋮					

⚠ 契約金額が1件 100万円以上(税込)の場合、同一条件の見積書を 市内事業者2者以上から 徴収してください。

手続き③ 補助申請

1 申請期間（予定）

令和6年3月1日(金) から 令和6年9月30日(月) まで **必着**

2 補助申請書類の作成

- ・準備が必要な書類は以下の(1)～(10)のとおりです。
 - ・様式はホームページからダウンロードし、必要事項を記入してください。
 - ・それぞれの書類の記載方法は、P.17～の「様式集(記載例)」をご確認ください。
- 様式掲載ページ URL:



<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/datsutanso.html>

必須書類

必要な書類	チェック
(1) 補助金交付申請書(第1号様式)【町内会等 単独申請用】 ※集会施設の管理団体と合同で申請する場合(要綱第4条第3項の対象)のみ、 【管理団体との合同申請用】の様式を使用してください	
(2) 設備の導入について、意思決定を証する書面(総会議事録など)	
(3) 導入設備の設置箇所、設置方法、数量、設備の仕様等がわかる資料 (設置位置を記載した平面図、製品カタログなど)	
(4) 見積書及び見積内訳書の写し (契約金額が1件 100 万円以上の場合は、2者分)	
(5) 資金計画書 (第1号様式の2)	
(6) 導入設備一覧 (第1号様式の3)	
(7) 設置予定場所の現況写真(①)及び当該会館の名称板の写真(②)※新築の場合を除く ※①について、設置する部屋等の全景写真(1枚に入りきらない場合は分割も可)と 設置箇所ごとの写真、それぞれの機種番号がわかる写真を必ず添付してください (集会施設の管理団体と合同で申請する場合は、設置予定場所の現況写真と集会施設の名称板 の写真。詳細は、次ページ【補足説明】欄をご確認ください。) (窓改修の場合は、P.30 参考資料「窓改修の写真的撮り方」をご確認ください)	
(8) ※賃貸等の場合のみ、提出が必要です ア 賃貸借契約等を証する書類の写し イ 町内会等が当該賃貸借等物件の電気料金を継続的に支払っていることを 証する書類の写し ウ 施設所有者(貸主)が設備導入について同意していることを証する書類の写し (→詳細は、P.27「Q&A 集」No.3-7 参照。 参考書式「省エネ設備導入に関する承諾報告書」は、P.32 に掲載。)	
(9) ※複数の町内会等が共同で所有する会館の場合のみ、提出が必要です 町内会等ごとの負担割合がわかる書類 (→詳細は、P.27「Q&A 集」No.3-8 参照)	

次ページに続きます

(10) ※2回目以降の申請の場合のみ、提出が必要です すでに申請を行っている補助対象事業の交付決定通知書の写し	
(11) ※集会施設の管理団体と合同で申請する場合(要綱第4条第3項の対象)のみ、提出が必要です ア 集会施設の管理団体の規約、管理契約等の書類の写し イ 集会施設の管理団体が当該施設の電気料金を支払っていることを証する書類の写し ウ 集会施設所有者の省エネ設備導入に係る同意を証する書類の写し (集会施設所有者が当該施設の管理団体を組織している場合は不要です)	次ページに続きます

【補足説明】 前ページ(7)について、集会施設の管理団体と合同で申請する場合に必要な写真などの資料以下の①②をあわせてご提出ください。

① 設置予定場所の現況写真 (現在設置されている器具等の現況写真)

※設置する部屋等の全景写真(1枚に入りきらない場合は分割可)と設置箇所ごとの写真、それぞれの機種番号がわかる写真を必ず添付してください

② 集会施設の名称板の写真

※「集会室」「集会所」などの一般名称ではなく、固有名称の名称板(例:〇〇マンション集会室)が必要です。集会施設の名称板がない場合は、次の写真・資料をご提出ください。

- ア 集会施設のある住宅自体の名称板写真
- イ 集会施設の入出口・室内の写真
- ウ 集会施設が所在するフロア全体の配置図

3 補助金受領時期の選択

・本市から申請者への補助金支払時期は、通常、整備及び契約事業者への支払完了後となります。

(参考:P.2「補助金が交付されるまでの流れ(フロー図)」)

・整備完了報告書の提出時には、事業者へ整備費を支払ったことを証する領収書の添付が必要です。町内会等の資金計画などの理由から、補助金を先に受け取る必要がある場合は、整備完了報告前に補助金を前金払いで受け取ることができます。前金払いを希望する場合は、補助金交付申請書(第1号様式)の「前金払いの希望」欄の「希望する」に○を付けてください。

(参考:P.3「補助金が交付されるまでの流れ(フロー図)」)

4 補助申請書類の提出方法

メール、郵送、窓口持参(事前予約制)いずれかの方法で横浜市住宅供給公社あてご提出ください。提出先・提出方法については、P.33「書類の提出先」をご確認ください。

5 「交付決定通知書」の受領

・補助申請を行ってから、通常1か月半程度(資料に不備がある場合などは、期間が延びる可能性があります)で、区地域振興課より「交付決定通知書(第3号様式)」が交付されます。

・申請内容に疑義や不備がある場合には、横浜市住宅供給公社(問合せ・申請受付窓口)からご連絡します。

⚠️ ご注意ください ⚠️

交付決定通知より前に契約すると、補助が受けられなくなります。

必ず、**交付決定通知の受領後に契約**をしてください。

手続き④ 契約・発注・整備の実施

1 契約・発注・整備の実施

- ・交付決定通知書の受領後、速やかに業者と契約締結してください。
- ・**手続き⑤**の整備完了報告書提出期限である**令和6年12月27日(金)**までに、整備及び事業者への支払いをすべて完了させてください。

※ 万が一、交付決定通知後に整備内容の変更が生じた場合は、金額の変更を伴わない軽微な変更を除き、横浜市住宅供給公社(問合せ・申請受付窓口)に連絡のうえ、速やかに変更申請書(第5号様式)を提出してください。その際、変更内容・変更箇所がわかる見積書、図面、写真も併せて提出いただきます。(→P.28 Q&A集 No.4-1 参照)

⚠️ ご注意ください ⚠️

令和6年12月27日(金)までに、完了報告書の提出まで終えるよう、発注・整備のスケジュール管理をお願いします。

手続き⑤ 整備完了報告書の提出

1 提出期限

令和6年 **12月27日(金)**まで **必着**



ご注意ください

本事業は、国の交付金により実施している事業です。提出期限を過ぎると、補助金の交付ができなくなる可能性があります。

2 整備完了報告書類の作成

- ・整備が完了したら、速やかに事業者への支払いを行い、整備完了報告書類を提出してください。
- ・準備が必要な書類は以下の(1)～(4)のとおりです。
- ・様式はホームページからダウンロードし、必要事項を記入してください。
- 様式掲載ページ URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/datsutanso.html>



必要な書類	チェック
(1) 整備完了報告書(第8号様式)	
(2) 設備導入費等の内訳が分かる領収書等の写し	
(3) 契約書の写し (※)	
(4) 設備の設置(施工)後の様子がわかる写真(ア・イの両方が必要です) ア 施工後の施工箇所全体がわかる写真(申請時と同じアングルで撮影したもの) イ 整備した製品の品番が読み取れる写真 (窓改修の場合は、P.30 参考資料「窓改修の写真的撮り方」をご確認ください)	

(※)(3)の書類がなく、領収書で購入した製品の品番が確認できる場合は、提出を省略できます。



ご注意ください

実際に整備を行う中で、申請時(見積時)よりも実績の金額が下がった場合には、実績の金額で交付額の確定を行います。その場合、交付決定通知の金額よりも交付額が下がることがありますので、ご了承ください。なお、申請時よりも交付額が上回ることはありません。

3 整備完了報告書類の提出方法

メール、郵送、窓口いずれかの方法で横浜市住宅供給公社あてご提出ください。
提出先・提出方法については、P.33「書類の提出先」をご確認ください。

4 「補助金交付額決定通知書」の受領

- ・整備完了報告を行ってから、通常1か月程度(資料に不備がある場合などは、期間が延びる可能性があります)で、区地域振興課より「補助金交付額決定通知書(第9号様式)」が交付されます。
- ・提出内容に疑義や不備がある場合は、横浜市住宅供給公社(問合せ・申請受付窓口)からご連絡します。
- ・補助金交付額決定通知書の受領後、補助金請求書(P.14 手続き⑥参照)を提出してください。(確定払いの場合のみ。前金払いの場合は、すでに補助金受領済みのため提出不要)

手続き⑥ 補助金の請求

1 提出期限

令和7年2月28日(金)まで **必着**

⚠️ ご注意ください ⚠️

- ・本事業は、国の交付金により実施している事業です。提出期限を過ぎると、補助金の交付ができなくなる可能性があります。
- ・前金払いの場合は、[手続き③](#)の4「交付決定通知」の受領後、速やかに提出してください。

2 請求書の作成

・請求書の様式はホームページからダウンロードし、必要事項を記入してください。

➤ 様式掲載ページ URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/>

[kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/datsutanso.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/datsutanso.html)



必要な書類	チェック
(1) 補助金請求書(第10号様式)	
(2) 導入後アンケート	
(3) 設備導入後に発行された検針票(電気使用量の記載があるもの)及び前年同月の検針票の写し ※ 検針票の写しがない場合はお申し出ください。	

※ 前金払の場合、(2)(3)は事業完了後に別途依頼しますので、(1)のみご提出をお願いします。

3 請求書の提出方法

メール、郵送、窓口いずれかの方法で横浜市住宅供給公社あてご提出ください。

提出先・提出方法については、P.33「書類の提出先」をご確認ください。

⚠️ ご注意ください ⚠️

口座名義人と請求者が異なる場合、請求者の押印が必要となりますので、「窓口」または「郵送」により、押印済みの請求書の原本をご提出ください。

4 補助金の振込

- ・請求書を提出してから通常1か月程度(資料に不備がある場合などは、期間が延びる可能性があります)で、区地域振興課より指定の口座に補助金を振込予定です。
- ・提出内容に疑義や不備がある場合には、横浜市住宅供給公社(問合せ・申請受付窓口)からご連絡します。

その他

1 普及啓発への協力について

この補助金を使って整備した会館を会場にして、脱炭素化の普及啓発を実施することがあります。

当日の運営や講師、チラシの作成などは、横浜市及び受託業者が行いますが、会員の皆さんへの周知や会場(整備した会館)のご提供をご依頼する予定です。

この補助金の趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。(1区1団体程度)

2 交付決定の取消し及び補助金の返還について

以下の場合には、補助金の交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用しようとしたとき
- (3) 補助金を受け、導入した設備を第三者に貸与、交換、担保に供しようとしたとき
- (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金交付要綱(以下、「要綱」という)の規定若しくは要綱の規定に基づく条件に違反したとき
(やむを得ない事情があると区長が認めるときを除く)
- (5) 要綱に基づく取届(第7号様式)を提出し、区長が受理したとき
- (6) 交付した補助金に余剰が発生したとき
- (7) その他区長が不相当と認める事由が生じたとき

3 財産の処分の制限及び関係書類の保管について

・今回の補助事業により導入した設備について、処分制限期間内に補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することは認められません。処分制限期間は、最長で10年です。処分制限期間内に処分等を行う場合は、補助金の返還および区長の承認が必要となりますのでご注意ください。(→詳細は、P.29「Q&A集」No.7-1参照)

・上記の処分制限期間内は、今回の補助事業の関係書類を町内会等において保存しておく必要があります。ご協力をお願いいたします。

4 市が収集する情報の取扱いについて

今回の補助事業により本市が収集する情報については、補助事業の目的を達成するために行う統計分析、普及啓発、アンケート調査依頼などにおいて利用することがあります。

様式集（記載例）

○ 補助申請書類

(1)-1 補助金交付申請書（第1号様式）【町内会等 単独申請用】

第1号様式（第8条第1項） 【町内会等 単独申請用】

(申請先) 令和6年 4月 1日
 横浜市 中 区 長

申請者 ※2回目以降の申請の場合は右欄に○ →

団体名 **〇〇一丁目町内会**

代表者氏名 **会長 〇〇 〇〇**

代表者住所 **横浜市中区△△町1-2-3**

電 話 **123-1234**

(担当者氏名) **△△ △△**

(担当者連絡先) **111-1111**

補助金交付申請書

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の交付を受けたいので、申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金交付要綱を遵守します。

申請する補助種別 (該当するものすべてに○)	<input type="checkbox"/>	LED照明の導入
	<input type="checkbox"/>	省エネエアコンの導入
	<input type="checkbox"/>	断熱窓等の導入
	<input type="checkbox"/>	太陽光発電設備の導入
	<input type="checkbox"/>	蓄電池の導入

前金払いの希望 (要綱第15条第1項)	
<input type="checkbox"/>	希望する
<input type="checkbox"/>	希望しない

会 館 名 称	〇〇一丁目町内会
会 館 所 在 地	中 区 △△町1-2-3
整備費（購入費）合計	768,900円
整 備 着 手 予 定	令和6年 6月 1日
整 備 完 了 予 定	令和6年 6月 1日

確認1：設備を導入する会館について、A・Bどちらかを選択（チェック）してください

<input checked="" type="checkbox"/>	A 導入する会館は、町内会等が所有する会館です。
<input type="checkbox"/>	B 導入する会館は、町内会等が賃貸借契約等のより物件を借用等しており、今回の設備導入経費及びその電気料金の負担を町内会等が行う会館です。 (要綱第4条第2項に該当する会館)

確認2：次の内容を必ず確認の上、チェック印をご記入ください

<input checked="" type="checkbox"/>	会館は建築基準法その他の法令に適合します。
<input checked="" type="checkbox"/>	本申請により導入する設備は、国、他自治体、横浜市の補助金等の交付決定又は支払いを既に受けたもの若しくは受けようとするものではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	要綱第22条に基づき横浜市が行う普及啓発に協力します。（普及啓発の実施主体である横浜市住宅供給公社及び横浜市建築局への申請者情報の提供を含みます）

(次頁に続く)

申請が2回目以降の団体のみ、「○」を付けてください。

どちらかに「○」を付けてください。
(事業者への支払より前に補助金を受け取る必要がある場合は「希望する」に○)

（裏面）

確認3：次の内容について、該当する場合、内容を確認の上、チェック印等を
 ください

	<p>【本補助金申請が、2回目以降の申請の場合】 下欄に、申請が複数回に至った理由をご記入ください。</p>
<p>✓</p>	<p>（理由記入欄） 1回目の申請で会館1階の照明・エアコンを導入したところ、省エネ効果を実感し、追加で2階の照明・エアコンも更新することとしたため。</p>
	<p>【自治会町内会館整備費補助事業に事前申込をしている団体の場合】 本事業への申請に係る内容及び自治会町内会館整備費補助事業への申請に係る内容を相互に共有することに同意します。</p>
<p>（添付資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓(1) 設備の導入について、意思決定を証する書面の写し（<input type="checkbox"/>） ✓(2) 導入設備の設置箇所、設置方法、数量、設備の仕様等がわかる（<input type="checkbox"/>） ✓(3) 見積書及び見積内訳書の写し（<input type="checkbox"/>） ✓(4) 資金計画書（第1号様式の2）（<input type="checkbox"/>） ✓(5) 導入設備一覧（第1号様式の3）（<input type="checkbox"/>） ✓(6) 設置予定場所の現況写真及び当該会館の名称板の写真（<input type="checkbox"/>） ✓(7) その他（<input type="checkbox"/>） 	

申請が2回目以降の団体は、左欄に「✓」を付け、今回申請する理由を記載してください。

令和6年度の自治会町内会館整備費補助事業に事前申し出済みの団体のみ、「✓」を付けてください。

(1)-2 補助金交付申請書（第1号様式）【管理団体との合同申請用】

第1号様式（第8条第1項）		【施設管理団体との合同申請用】	
（申請先）		令和6年4月1日	
横浜市 中 区長			
申請者	※2回目以降の申請の場合は右欄に○ → <input type="radio"/>		
（町内会等(A)）団体名	〇〇ハイツ町内会		
代表者氏名	会長 〇〇 〇〇		
代表者住所	横浜市中区△△町1-1 〇〇ハイツ10		
電 話	123-1234		
（施設管理団体(B)）団体名	〇〇ハイツ管理組合		
代表者氏名	理事長 □□ □□		
代表者住所	横浜市中区△△町1-1 〇〇ハイツ202		
電 話	321-3210		
（申請事務担当者 氏名）		□□ □□	
（申請事務担当者 連絡先）		321-3210	
補助金交付申請書			
自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の交付を受けたいので申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市定める規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金交付要綱を遵守します。			
申請する補助種別 (該当するものすべてに○)	<input type="radio"/>	LED照明の導入	前金払いの希望 (要綱第15条第1項) <input type="checkbox"/> 希望する <input checked="" type="radio"/> 希望しない
	<input type="radio"/>	省エネエアコンの導入	
	<input type="radio"/>	断熱窓等の導入	
	<input type="radio"/>	太陽光発電設備の導入	
	<input type="radio"/>	蓄電池の導入	
会 館 名 称	〇〇ハイツ集会所		
会 館 所 在 地	中 区 △△町1-1 〇〇ハイツ		
整備費（購入費）合計	768,900円		
整備着手予定	令和6年6月1日		
整備完了予定	令和6年6月1日		
確認1：次の内容を必ず確認の上、チェック印をご記入ください			
<input checked="" type="checkbox"/>	申請団体の施設管理団体(B)には、町内会等(A)の会員が所属しています。		
<input checked="" type="checkbox"/>	設備導入を行う集会施設は、町内会等の定例会議や行事・活動などにより、年間を通して利用実績があり、概ね月1回以上、町内会等の会館としての利用があります。 (利用実績は別紙添付してください)		
<input checked="" type="checkbox"/>	設備導入後の利用を、全域を対象とする会議・行事・活動等に活用します。		
<input checked="" type="checkbox"/>	設備導入後の利用を、脱炭素化に向けた普及啓発の場として活動できる集会機能を有しています（参加者10名以上の収容能力がある）。		
(次頁に続く)			

申請が2回目以降の団体のみ、「○」を付けてください。

どちらかに「○」を付けてください。
(事業者への支払より前に補助金を受け取る必要がある場合は「希望する」に○)

すべて当てはまるか内容をご確認のうえ、「✓」を付けてください。

(2) 資金計画書（第1号様式の2）

第1号様式の2（第8条第2項）		自治会町内会名 〇〇一丁目町内会
資金計画書		
補助種別	LED照明の導入	
設備導入費（A）	502,000	円（見積書金額）
<p>「補助金(B)」と「町内会等が負担する金額(A-B)」の合計が「設備導入費(A)」と一致しているか確認してください</p>		
項目	金額	説明
補助金（B）	334,000 円	補助対象経費の2/3 ※千円未満切り捨て
町内会等が負担する金額（A-B）	168,000 円	<p>資金調達の方法を選択してください</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 積立金（金額：150,000円） <input type="radio"/> 分担金（金額： ） <input type="radio"/> 寄付金（金額：18,000円） <input type="radio"/> 借入金（金額： ） <input type="radio"/> その他（ ）
<p>※申請する補助種別が複数の場合は、それぞれ資金計画書を作成してください。</p>		

忘れずに記入してください

設備導入費(A)から補助対象外経費を抜いた金額÷3×2を記載してください。
(千円未満は切り捨てます)

A-Bの「金額」欄と「説明」欄の合計額を一致させてください

例えば、LED 照明導入と省エネエアコン導入を同時に申請する場合、LED 照明導入で1枚、エアコン導入で1枚、合計2枚作成してください。

(3) 導入設備一覧（第1号様式の3）

第1号様式の3（第8条第2項）						
導入設備一覧						
製品ごとに記載してください。新設の場合は、「現在使用している設備」は空欄となります。 現在使用している設備の型式番号が不明の場合は「不明」と記載してください。						
	補助種別	今回導入する設備		現在使用している設備		台数
		メーカー	型式番号	メーカー	型式番号	
①	照明LED					
	○ 省エネエアコン	〇〇〇	AZ-001A	△△△	ABC-A100	2
	断熱窓、太陽光、蓄電池					
②	○ 照明LED					
	省エネエアコン	〇〇〇	LED-001D	〇〇〇	KE-01D	1
	断熱窓、太陽光、蓄電池					
③	○ 照明LED					
	省エネエアコン	〇〇〇	LED-001D	△△△	不明	1
	断熱窓、太陽光、蓄電池					
④	照明LED					
	○ 省エネエアコン	□□□	W01-001			1
	断熱窓、太陽光、蓄電池					
⑤	照明LED					
	省エネエアコン					
	断熱窓、太陽光、蓄電池					
⑥	照明LED					
	省エネエアコン					
	断熱窓、太陽光、蓄電池					
⑦	照明LED					
	省エネエアコン					
	断熱窓、太陽光、蓄電池					
⑧	照明LED					
	省エネエアコン					
	断熱窓、太陽光、蓄電池					
⑨	照明LED					
	省エネエアコン					
	断熱窓、太陽光、蓄電池					
⑩	照明LED					
	省エネエアコン					
	断熱窓、太陽光、蓄電池					

自治会町内会名
〇〇一丁目町内会

忘れずに記入してください

例①-1

例①-2

例②

例③

例①-1 例①-2 同じ設備を複数台導入する場合

- ・現在使用している設備も同じ場合は、1行にまとめて記載してください。(例①-1)
- ・現在使用している設備が異なる場合は、行を分けて記載してください。(例①-2)

例② 現在使用している設備の型番号などがわからない場合

- ・[現在使用している設備]の欄には「不明」と記載してください。

例③ 新規で設備を導入する場合(現在使用している設備がない場合)

- ・[現在使用している設備]の欄は空欄にしてください。

※行が足りない場合は、複数枚提出してください。

Q&A集		
No.	質問	回答
1 対象となる事業などについて		
1-1	なぜ自治会町内会だけが対象なのか。	地域活動の拠点である自治会町内会館をショーケースとし、会館を利用する多くの会員の皆さまに脱炭素の意義や効果を知っていただくことで、会員のご家庭での脱炭素化の行動につながることを目指しているためです。また、設置後の会館を活用し、地域の方を対象とした省エネ設備等の効果を体感できるような啓発イベントを検討しています。
1-2	会館を所有している自治会町内会だけが対象なのか。	原則、会館を所有していることを要件としていますが、町内会等が会館を自己所有していない場合でも、賃貸借契約等により町内会等が当該賃貸借等物件を集会等の活動の拠点として利用し、省エネ設備の導入に係る経費及び賃貸借等物件の電気料金を継続的に負担する場合に限り、補助対象とします。この場合、補助申請時に以下の3点の書類を追加で提出してください。 (1) 賃貸借契約等を証する書類の写し (2) 町内会等が当該賃貸借等物件の電気料金を継続的に支払っていることを証する書類の写し (3) 施設所有者の省エネ設備導入に係る同意を証する書類の写し また、マンションなどの集会室については、QA1-7の場合が補助対象となります。
1-3	法人化されていないと、補助対象とならないのか。	自治会町内会の法人化は、補助要件としていません。
1-4	複数のメニュー（種別）を同時に申請できるか。	可能です。それぞれの種別において上限額が適用されます。補助申請書は1枚で結構ですが、補助メニューごとに資金計画書（第1号様式の2）を作成してください。
1-5	1つの自治会町内会が複数回申請してもよいのか。	複数回、申請可能ですが、2回目以降の申請時期は、既に申請を行っている補助対象事業の交付決定後とします。
1-6	蓄電池のみの導入は可能か	蓄電池を導入する場合は、既に太陽光発電設備が導入されているか、今回、太陽光発電設備とセットで導入する場合があります。
1-7	マンションなど、集合住宅の集会室は対象となるか。	対象となるのは以下の①または②の場合となります。これにあてはまらない場合は、補助対象外となります。 ①管理組合とは別に町内会等を組織し、町内会等が集会室を借用等し、町内会等が省エネ設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合。 （賃貸等の場合と同様にみなします） ②集合住宅の集会室を町内会等の拠点（会館）として利用し、町内会等の構成員の一部が所属する当該施設の管理団体（マンション管理組合など）と合同で補助申請をする場合。詳細は、QA 1-24、1-25もご確認ください。
1-8	会館の一部を会館以外の用途で使用しているが、その部分の工事費は対象となるか。	町内会等が集会等の活動の拠点として利用する施設を対象としているため、これ以外の用途で使用している部分については、補助対象外となります。

No.	質問	回答
1-9	会館と同じ敷地に建っている別棟の倉庫への設備導入は対象となるか。	原則、専ら自治会町内会の備品等を保管する倉庫は、補助対象となりません。ただし、例えば、太陽光発電設備の設置場所として、会館の屋根等にスペースがなく、別棟の倉庫の屋根が適当な場合（倉庫に太陽光発電設備を設置し、発電する電気を会館で使用するケース）は、補助対象となる場合もあります。補助対象か否か、不明な場合は、問合せ先である横浜市住宅供給公社街づくり事業課（事務委託先）：045-451-7740まで、ご連絡ください。
1-10	複数の会館を所有しているが、いずれも対象となるか。	自治会町内会の集会等の活動の拠点として利用している会館であれば、補助対象となります。なお、同時に複数の会館を補助申請する場合は、申請書を分けてご提出ください。
1-11	既存の設備の更新だけでなく、新規で設置する場合も対象になるか。	新規にLED照明器具やエアコン等を設置する場合も、補助対象となります。
1-12	設備の導入後のメンテナンスや点検にかかる費用は対象となるか。	補助対象外となります。
1-13	すでに購入・設置済みのものは対象になるか。	すでに購入・設置済みのもの（交付決定を受ける前に導入したもの）は、補助対象外です。
1-14	エアコンのフィルターやコンプレッサーの潤滑油などの消耗品は対象になるか。	設備本体と別途購入する消耗品は対象になりませんが、設備本体の設置時に、商品の初期装備品として付属しているものは対象になります。また、設置工事が必要となる消耗品は補助対象です。
1-15	設備の工事費用や送料は対象になるのか。	設備導入に必要な最低限な費用で一体として支払われるものは補助対象となりますが、工事費用一式など内訳が不明な場合は対象外経費とみなす場合があります。
1-16	他の補助金を申請しているが、こちらの補助金も併せて申請できるか。 （会館整備費補助金、地域活動推進費補助金、その他国や横浜市、他の自治体などからの補助金）	同一の設備に対して、本補助金と他の補助金を併せて使うことはできません。他の公的補助制度で交付決定または補助金等の支払いを受けた、もしくは今後受ける予定の物品・設備等は補助対象外となります。 （なお、整備箇所をすみ分けることで、会館整備費補助金に令和5年度中に事前申し出している団体において、本補助制度を利用することは可能としています）
1-17	意思決定の方法は総会でないといけないのか。役員会やアンケートなどによる意思決定は認められるか。	会としての意思決定が必要となります。導入する設備によっては、高額になることも想定されるため、総会に諮っていただいたり、会則等に基づく意思決定をしていただくなど、ご対応をお願いいたします。 なお、QA1-7の②の場合については、町内会等と、連名で申請する施設の管理団体（マンション管理組合など）、それぞれにおいて、団体として意思決定をいただき、申請の際、両団体の意思決定を証する書面の提出が必要です。
1-18	過去に会館整備費補助事業の補助を受けた会館も対象になるか。	今回新たに会館脱炭素化推進事業の補助メニューの製品・設備を導入すれば対象になります。

No.	質問	回答
1-19	予算上限に達したら、補助を受けられないことはあるのか。	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの予算を確保しています。是非ご活用ください。
1-20	直管・環形LEDランプは全て補助金対象外か	LEDランプのみの交換は対象外ですが、ランプを取り付ける器具ごと交換する場合は補助の対象となります。その場合は電気の専門業者による工事が必要となりますので、ご注意ください。
1-21	直管・環形LEDランプのみの交換ではなぜ補助対象外なのか。	LEDランプとランプを取り付ける器具の組み合わせを間違えると発煙・火災の原因となる可能性があります。また、照明器具メーカーの製品保証の対象外にもなります。（一般社団法人日本照明工業会HPより）そのため、当補助事業においては補助の対象外としております。
1-22	電気工事士等の専門家にてもらい、安全を確認してもらったが、それでも補助対象外か。	正しい組み合わせであれば安全に支障はないとの記述も見受けられますが、照明器具メーカーの製品保証の対象外となることも考慮し、当補助事業においては補助の対象外としております。何卒ご理解ください。
1-23	太陽パネルや蓄電池、断熱窓について、どのような製品・工事をしたらよいかわからない。相談できる窓口はないか。	建築士が会館に訪問し、導入設備・工事に関する現地調査を行うことができます。ご希望の場合は以下の連絡先までお問い合わせください。 ※横浜市がアドバイザー契約をしている事業者が訪問します。相談・訪問にかかる費用は無料です。 【お問合せ先】一般社団法人 横浜市建築士事務所協会 045-662-2711 (受付時間：平日9：00～12：00／13：00～16：30)
1-24	補助対象となる会館のうち、「町内会等が所有していない集会施設」とはどういった施設か。	住宅の開発事業者等が、住宅居住者及び近隣住民の集会や住民福祉の向上、地域コミュニティの形成等を図ることを目的に設置した集会施設（マンションの集会室など）を指します。そういった施設のうち、補助対象となるための要件については、QA 1-25をご確認ください。
1-25	「町内会等が所有していない集会施設（マンションの集会室など）」について、補助対象となるための要件は何か。	以下の①～③の要件をすべて満たしていることが必要です。 ①町内会等の総会や月ごとの定例会議などの定例的な会議利用（おおむね月1回程度）や、町内会等の行事・活動（複数人参加することを前提としたもの）の場として年間を通して利用実績があり、総じておおむね月1回以上の会館としての利用があること。 ②基本的に町内会等のエリア全域を対象とする活動で、集会施設を会館として利用していること。（例：町内会等单位での会議利用、子ども会の活動など） ③省エネ設備導入後、脱炭素化に向けた普及啓発の場として活用できる集会機能（参加者10名以上）を有していること。

No.	質問	回答
2 見積書の徴収・見積事業者などについて		
2-1	見積徴収先となる横浜市内の事業者とはどういうことか	<p>1 契約100万円未満の見積徴収・事業者決定をする横浜市内の事業者とは、企業・事業活動を行う拠点（例えば、本店、支店、営業所など）の所在地が横浜市内にある事業者としています。</p> <p>また、1 契約100万円以上の場合は、次のいずれかに該当する事業者のことを言います。</p> <p>①横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者 ②登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者 ③主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登記されていない団体</p>
2-2	なぜ市外事業所からの購入が認められないのか	今回の補助金は、市内事業者からの購入を後押しすることで、市内経済の活性化につなげていくことも目的の一つとしているためです。
2-3	必ず2者以上の見積書が必要なのか	1 契約で100万円以上の場合は、2者以上の見積書を必要としています（根拠：横浜市補助金規則）。
2-4	複数のメニュー（種別）の補助申請をする場合、1種別当たりの金額が100万円以下だが、複数の種別と合わせると100万円を超える。その場合は、何者の見積を徴収すればよいか。	各種別で契約が異なる場合（一つの契約では発注できない場合）は、1契約あたりの金額が基準となるため、それぞれ1者の見積書の徴収で問題ありません。複数種別だが、全ての整備を一つの契約で行う場合で、1契約100万円を超える場合は、市内事業者2者以上の見積合わせが必要です。
2-5	家電量販店で購入済みの製品の領収書を提出すれば、補助してもらえるのか	当事業は、事業者からの見積書を添付し、その他必要書類とともに申請を行い、区からの交付決定後に事業者と契約することになっていますので、購入済みの製品は対象になりません。
2-6	家電量販店での購入も対象か。	<p>【1 契約100万円未満の場合】</p> <p>市内にある家電量販店で、見積書など契約関係書類の事業者所在地住所が横浜市内の住所となっており、その他必要書類と共に申請を行い、区からの交付決定後に事業者が発注・購入する場合であれば、補助対象になります。</p> <p>【1 契約100万円以上の場合】</p> <p>次のいずれかに該当する家電量販店であり、交付決定後に発注・購入を行う場合、補助対象となります。</p> <p>①横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者 ②登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者 ③主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登記されていない団体</p>

No.	質問	回答
3 補助申請手続き・補助額の算出などについて		
3-1	申請書類の記載方法や提出方法がわからない。	当補助金の事務委託先である、横浜市住宅供給公社 街づくり事業課までお問合せください。 (問合せ) 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 電話 045-451-7740 (受付時間: 平日9~17時)
3-2	区役所では申請できないのか。	恐れ入りますが、補助金の申請受付や問合せ等の事務を横浜市住宅供給公社 街づくり事業課に委託していますので、こちらの窓口にて申請いただくこととなります(事前予約制)。なお、窓口申請だけでなく、メールや郵送による申請にも対応しております。
3-3	申請書類をメールで提出する場合、提出書類はスマホなどで撮影したものでよいのか。	カタログの添付であれば、PDF、JPEG、PNGのいずれかの形式で携帯等で撮影したものの添付も可能です。真上から撮影し、文字がしっかり読み確認できるものを添付ください。スキャナーでスキャンし、PDFファイルなどとして添付いただくことを推奨しています。
3-4	メールで提出したいがエラーになってしまう。	恐れ入りますが、エラーの状況をご確認の上、当補助金の事務委託先である、横浜市住宅供給公社 街づくり事業課までお問合せください。 (問合せ) 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 電話 045-451-7740 (受付時間: 平日9~17時)
3-5	補助額の計算はどのようにすればよいか。(端数処理など)	補助種別ごとに計算をします。具体的には、①LED照明器具、②エアコン、③断熱窓等・太陽光発電設備・蓄電池の3区分において、補助対象経費を確認し、その額の2/3が補助金額となります。なお、その際、千円未満切り捨てとなります。補助種別ごとに、補助対象経費、補助金額を計算し、最後に補助金額を合計することで、総補助金額とします。
3-6	現況写真はどのように撮ればよいか。	各々の省エネ設備を導入する全ての箇所の現況写真(全ての箇所が撮影されていれば、1枚でも可)を撮影するよう、お願いします。
3-7	賃貸の場合に提出が必要な、「賃貸借契約等を証する書類の写し」、「町内会等が当該賃貸借等物件の電気料金を継続的に支払っていることを証する書類の写し」、「施設所有者(貸主)が設備導入について同意していることを証する書類の写し」とはどのような書類か。	①賃貸借契約等を証する書類の写しは、施設所有者から、会館の場所を、自治会町内会に対し、継続的に会館として使用することを確認した書類を想定しています。 ②町内会等が当該賃貸借等物件の電気料金を継続的に支払っていることを証する書類の写しは、今回導入する省エネ設備を含む会館で使用する電力について、自治会町内会が電力会社等に料金を支払っていることが分かる領収書や契約書を想定しています。 ③施設所有者(貸主)が設備導入について同意していることを証する書類の写しは、今回導入する省エネ設備について、自治会町内会が費用負担や設置後の管理等を行うことで、施設所有者が当該設備の導入について了承していることが分かる書類を想定しています。
3-8	複数の自治会町内会が共同で所有する会館の場合、どのように申請すればよいか。	大きく分け、 ①代表団体を決め、当該団体が補助申請や補助金の受け入れを行う場合 ②各団体に費用按分を行い、団体ごとに補助申請・補助金受け入れを行う場合 が考えられます。 なお、②団体ごとに申請を行う場合であっても、同一の設備に対する補助となりますので、各団体が負担する合計補助対象経費に対し、補助上限額および補助率を適用します。自治会町内会の団体間で、補助申請にあたり費用負担や経理事務をご確認いただいた上で、当補助金の事務委託先である、横浜市住宅供給公社 街づくり事業課までお問合せください。 (問合せ) 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 電話 045-451-7740 (受付時間: 平日9~17時)

No.	質問	回答
3-9	申請後、代表者の変更があった場合はどのような手続きが必要か。	変更申請は必要なく、新代表者名で行う最初の手続きの際に、代表者が変わったことが分かる書類も添付の上、ご提出ください。
3-10	提出した書類が今どのような状況か知りたい。	確認いたしますので、恐れ入りますが、当補助金の事務委託先である、横浜市住宅供給公社 街づくり事業課までお問合せください。 (問合せ) 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 電話 045-451-7740 (受付時間: 平日9~17時)
3-11	会館内に町内会等以外の団体が占有する部分や共用部分があり、かつ、その部分に導入した設備の効果が及ぶ場合にも、補助対象となるか。	町内会等以外の団体などと共同で使用する会館について補助申請を行う際、補助金を申請する町内会等が使用する部分のみを補助対象とします。 町内会等以外の団体などが使用する部分に導入設備の効果が及ぶ場合には、使用する床面積や電力使用量などに応じて係る経費を按分し、補助対象経費を算出する場合があります。

4 契約・発注、施工、支払いなどについて		
4-1	申請後に工事内容が変更になった場合はどのような手続きが必要か。	補助金交付申請の内容変更に関する手続きが必要となります。変更申請書や変更内容の分かる添付書類をそろえ、手続きをお願いしておりますので、恐れ入りますが、当補助金の事務委託先である、横浜市住宅供給公社 街づくり事業課までお問合せください。 (問合せ) 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 電話 045-451-7740 (受付時間: 平日9~17時)
4-2	申請後に設備導入をやめる場合は連絡が必要か。	申請の取下げに関する手続きが必要となります。補助金交付申請取下届の提出をお願いしておりますので、恐れ入りますが、当補助金の事務委託先である、横浜市住宅供給公社 街づくり事業課までお問合せください。 (問合せ) 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 電話 045-451-7740 (受付時間: 平日9~17時)
4-3	工事完了が整備完了報告(12月27日)までに間に合わない場合はどうすればいいか。	原則、整備完了報告を令和6年12月27日までに実施することとなっています。どのような理由により、完了報告が間に合わないのかなど確認させていただきますので、恐れ入りますが、当補助金の事務委託先である、横浜市住宅供給公社 街づくり事業課までお問合せください。 (問合せ) 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 電話 045-451-7740 (受付時間: 平日9~17時)
4-4	契約事業者が工事費用を支払うタイミングは。	原則、工事完了後から整備完了報告までの間に費用を支払っていただくことを想定しています(なお補助金の振込は、完了報告後となります)。補助金の振込の前倒しが必要な場合は、交付申請手続きの際、お申し出ください。
4-5	施工事業者への代金支払いのため、整備完了報告前に、補助金を先にもらうことが可能か。	補助金の前払い手続きをご案内しますので、交付申請手続きの際、お申し出ください。
4-6	領収書が発行されない場合はどのようにすればよいか。	原則、契約事業者に対し、補助金手続きが必要であることを説明し、領収書の発行を依頼してください。

No.	質問	回答
5 設備導入により得られる効果などについて		
5-1	設備導入に向けた会員への説明のために使える資料はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ○環境省「脱炭素ポータル」 https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/everyone/ ○環境省「COOL CHOICE：カーボンニュートラルの実現に向けて、未来のために、今選ぼう。」 https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/ ○環境省「省エネ製品買換ナビゲーション しんきゅうさん」 https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/ ○横浜市「おうちでZero Carbon！」 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/ra/outi.html ○資源エネルギー庁「省エネポータルサイト」 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html ○資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」 https://seihinjyoho.go.jp/
5-2	導入後の省エネ効果を調べる方法は。	例えば、エアコンであれば、資源エネルギー庁「しんきゅうさん」ポータルサイトにて、新旧エアコンの年間消費電力量や年間電気代、年間二酸化炭素排出量などを比較することができます。
6 普及啓発について		
6-1	普及啓発は必ず協力しなければならないのか。	ご負担のない範囲で、省エネ設備導入後のアンケートにて電気使用量の削減状況や脱炭素に対する意識の変化など調査させていただきたいと考えています。また、1区1団体程度、会館を脱炭素化の普及啓発の場（セミナーの実施等）として使わせていただき、省エネ効果等を知っていただくことで、地域の皆様の行動変容につなげていきたいと考えています。ご理解、ご協力のほど、お願いいたします。
6-2	普及啓発とは、具体的にどのようなことをするのか。	省エネ設備を導入した会館での電気使用量の削減状況の共有や脱炭素化に関する内容のセミナーなどを検討しています。
7 その他		
7-1	処分制限期間が経過していない設備を処分するためにはどのようにすればよいのか。	財産処分申出書を提出し、承認を受ける必要があります。
7-2	7年度以降の実施はどうか	現時点で、7年度以降の補助金の有無については未定です。今回の補助実績等を踏まえ、検討してまいります。

💡 電球形 LED ランプの選び方と注意点 💡

一般社団法人 日本照明工業会「電球形 LED ランプの正しい選び方」をご確認ください。

➤URL: https://www.jlma.or.jp/led-navi/contents/cont21_LEDlamp.htm



💡 選び方のポイント 💡

- ①口金のサイズは合っているか
- ②光の量(明るさ)は、ほぼ同じか
- ③光の広がり方・光の色は確認したか

💡 注意点 💡

- ①照明器具に S マークがついている場合
→「断熱材施工器具対応タイプ」の LED ランプをご使用ください。
- ②ランプの大きさ、重さによって、取り付けられない場合もあります。事前に必ずご確認ください。
- ③調光器具には、調光器対応タイプの LED ランプを、密閉形器具には、密閉形器具対応タイプの LED ランプをご使用ください。

☀ 窓改修の写真の撮り方 ☀

改修前・改修後において、

- ①窓の全景 と、
 - ②単板ガラスか複層ガラスかがわかるように斜めから撮影した写真
- の 2 種類の写真を撮影してください。

①窓の全景



②斜めから撮影した写真



横浜市一般競争入札有資格者名簿の確認方法

◆「ヨコハマ・入札のとびら」 入札・契約情報◆

<https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html>

横浜市有資格者名簿



→ 同意画面が出ますので、内容確認のうえ、[上記に同意した上で使用します。] を選択します
(→ 工事の場合は、その後、[有資格者名簿検索]をクリックします)

◆検索方法◆

1 事業者を検索する場合

- ① [・検索条件を入力して、検索する場合はこちら >>]をクリック
- ② <工事>
 - > 工種を選択 (LED・太陽光発電・蓄電池:[電気]を選択、エアコン:[管]を選択、窓断熱:[建築]または[建具]を選択)
 - <物品・委託等>
 - > 種目を選択 (LED・太陽光発電・蓄電池・エアコン:[電気機械類]を選択)
- ③ 所在地区分を選択
(100万円未満の場合は[市内]と[準市内]にチェック、100万円以上の場合は[市内]にチェック)
- ④ [検索]ボタンをクリック

2 依頼予定の業者が有資格者名簿登録業者かどうか調べたい場合

- ① [・検索条件を入力して、検索する場合はこちら >>]をクリック
- ② [商号又は名称]欄に、業者の名称(フリガナまたは業者名を選択)を入力
- ③ [検索]ボタンをクリック

年 月 日

(申請先)

横浜市 区長

施設名称 ●●●●●

施設所有者住所 ■■■■■■

// 氏名 ■■■■■■

省エネ設備導入に関する承諾報告書

(施設名称) ●●●●●において、(賃借等団体名称) ◆◆◆◆◆が、次の省エネ設備を設置・導入し、管理することを承諾したので、報告します。

賃貸借契約等の名称	
賃借等団体名	賃借等団体名： 代表者氏名： 代表者住所：
承諾した省エネ設備導入の内容	整備完了予定日： 年 月 日 導入設備： <input type="checkbox"/> LED照明器具 (台) <input type="checkbox"/> 省エネエアコン (台) <input type="checkbox"/> 窓断熱等の導入 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の導入 <input type="checkbox"/> 蓄電池の導入

(参考) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金交付要綱 抜粋

第4条 補助対象施設等の要件は、原則として次の各号の基準に適合する会館とする。

- (1) 町内会等が所有する施設で、町内会等により整備、運営及び利用され、地域住民の福祉の向上、連帯の増進に寄与する施設であること。
 - (2) 会議及び集会に必要な施設を備えていること。
 - (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に適合するものであること。
 - (4) 会館への省エネ設備の導入に対し、総会の議決等による町内会等の意思決定があること。
- 2 町内会等が会館を所有していないものの、当該町内会等が賃貸借契約等により物件を借用し、集会等の活動の拠点として利用し、省エネ設備の導入に係る経費及び賃貸借等物件の電気料金を継続的に負担している場合は、前項第1号に規定する施設とみなす。ただし、この場合、補助金交付申請において、第8条第2項に規定する書類に加え、次の各号に規定する書類を添付すること。
- (1) 賃貸借契約等を証する書類の写し
 - (2) 町内会等が当該賃貸借等物件の電気料金を支払っていることを証する書類の写し
 - (3) 施設所有者の省エネ設備導入に係る同意を証する書類の写し

書類の提出先

提出先はすべて
横浜市住宅供給公社です

提出方法	提出先など
メール	<p>提出書類の様式はホームページからダウンロードしてください。 その他必要書類がある場合は、併せてメールに添付してください。</p> <p>  </p> <p> >ダウンロードページ 横浜市 会館脱炭素補助金  URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/datsutanso.html >送付先メールアドレス:yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp (横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 宛て) >提出の際には、メール本文に「①団体名」と「②提出書類の内容(補助申請書類、整備完了報告書など)」を記載してください。 </p> <p>※ メール添付容量は最大で 10MB までです。容量が大きくなる場合は、大容量ファイル送付用のアドレスをお送りしますので、「大容量のメールを送りたい」旨、横浜市住宅供給公社あてご連絡ください。(連絡先:045-451-7740)</p>
郵送	<p>〒221-0052 横浜市神奈川区栄町 8 番地 1 ヨコハマポートサイドビル 5階 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 省エネ補助担当 宛て</p> <p>>最終ページの「送付票」を封筒に貼付することにより、切手なしで送付できます。</p> <p> <送付票の使い方> ①送付用の封筒は申請者が用意してください(定形外封筒を使用してください) ②最終ページの送付票を点線に沿って1枚切り取り、住所・自治会町内会名・担当者名をご記入ください ③封筒の表面にのり等でしっかり貼り付けてください ④申請書類を入れ、封をしてください ⑤そのままポストに投函できます(切手は不要です) </p>
窓口への持参 (事前予約制)	<p>横浜市住宅供給公社 街づくり事業課</p> <p> >所在地:横浜市神奈川区栄町 8 番地 1 ヨコハマポートサイドビル 5階 >電話:045-451-7740 >アクセス:JR「横浜」駅(東口)より徒歩 15 分/JR「横浜」駅(きた東口)より徒歩 10 分/京浜急行「神奈川」駅より徒歩 5 分 ※窓口までの道順は、P.35「横浜市住宅供給公社までの道順」とおりに ※事前に、お越しいただく日時をご連絡ください。 </p> <p> 窓口への行き方はこちら→  </p>

お問合せ先

➤ (問合せ・申請受付窓口)

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 (市委託事業者)

TEL :045-451-7740 (受付時間: 平日9:00~17:00)

Email:yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

➤ (現地訪問による導入設備相談)

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 (市委託事業者)

TEL :045-662-2711 (受付時間: 平日9:00~12:00/13:00~16:30)

※現地訪問は土・休日也可

(詳細は、P.8の吹き出し部分をご確認のうえ、お問合せください)

➤ (事業実施主体)

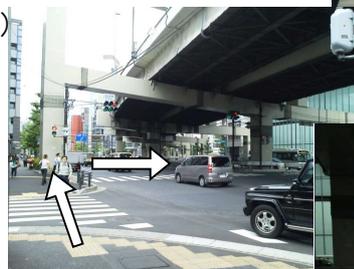
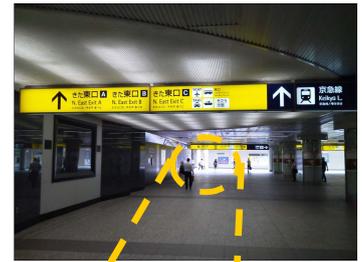
横浜市市民局地域活動推進課 (事業実施主体)

TEL :045-671-2317 (受付時間: 平日9:00~17:00)

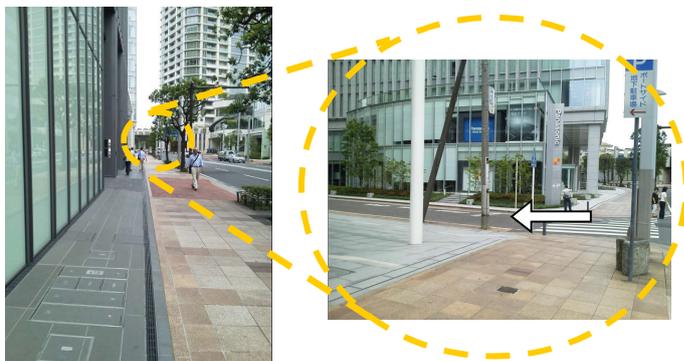
Email:sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

ポートサイドビルへの道順案内

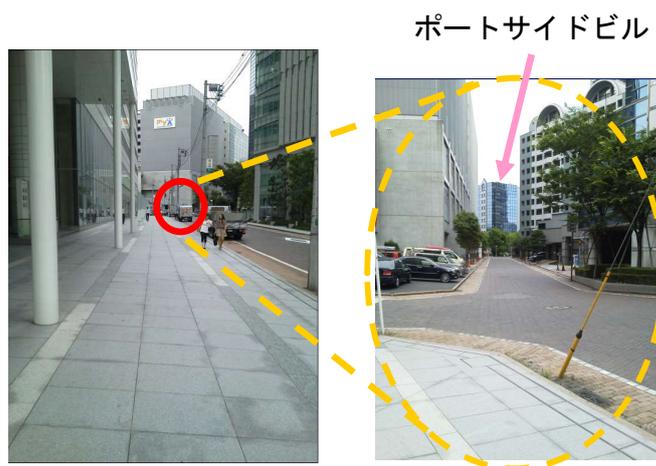
1. 横浜駅「きた通路」を「きた東口」に向かって歩いてください。（JR横浜駅北改札を出たならば、右方面へ歩いてください。）
2. きた通路の突き当たりの左手にある階段または、エスカレーターより外へ出てください。
3. 階段、エスカレーターを上りきったら右方向に進んでください。（国道15号線沿いに出ます）
4. 国道15号線沿いを川崎方面にまっすぐ歩いてください。橋を渡り、ファミリーマートさんを通過すると一ツ目の信号（金港町）の横断歩道を渡ったところ（スポーツ用品店前）で、国道15号線を横切ります。（横断歩道を渡ります）



5. 横断歩道を渡ったらまっすぐ進み、
一つ目の信号を左に曲がって
ください。



6. 道なりに進んでください。○の所まで
来ると、道の向こうにポートサイドビル
が見えてきます。
ビルに向かってさらに道なりに進んで
ください。



7. 道なりに歩いてくると信号にあた
りますので、横断歩道を渡り左へ曲が
ってください。



8. 80mほど歩くと、ポートサイドビルに到着です。

【公社案内】

〒221-0052

横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル5階
エレベーターを5階で降りていただき、左手の突き当りに
受付がございます。

お問合せ 街づくり事業課 045-451-7740





221-8790

定形外郵便物

横浜市神奈川区栄町8番地1

ヨコハマポートサイドビル5階

横浜市住宅供給公社

街づくり事業部街づくり事業課

補助金担当 行

住所	〒
自治会町内会名	
担当者名	



221-8790

定形外郵便物

横浜市神奈川区栄町8番地1

ヨコハマポートサイドビル5階

横浜市住宅供給公社

街づくり事業部街づくり事業課

補助金担当 行

住所	〒
自治会町内会名	
担当者名	



221-8790

定形外郵便物

横浜市神奈川区栄町8番地1

ヨコハマポートサイドビル5階

横浜市住宅供給公社

街づくり事業部街づくり事業課

補助金担当 行

住所	〒
自治会町内会名	
担当者名	



221-8790

定形外郵便物

横浜市神奈川区栄町8番地1

ヨコハマポートサイドビル5階

横浜市住宅供給公社

街づくり事業部街づくり事業課

補助金担当 行

住所	〒
自治会町内会名	
担当者名	